

第7章 第3期障害児福祉計画  
(令和6年度～令和8年度)



シーサー／洋介 (atelierくわの実)



# 1. 障害児福祉計画の成果目標

## (1) 障害児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

### <障害児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備>

事 項	令和4年度末の 実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	98	105	108	112
認定こども園	111	169	174	180
放課後児童健全育成事業	113	115	120	125
幼稚園	1	0	0	0
地域型保育事業 (小規模、事業所内保育所等)	4	4	5	5

※幼稚園については、第3期計画期間においては認定こども園へ移行しているため計上していない。

## (2) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	令和4年度	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

#### ■ 具体的な方法

児童発達支援センターは、指定管理者制度を活用して運営しており、同じ建物内には児童館、親子通園が併設している。また、同一敷地内に複数の医療機関が入居する医療棟と認定こども園も隣接しており、「うるまこどもステーション」として福祉、医療、幼児教育が連携し活動している。なお、うるまこどもステーションの取り組みとしては以下のとおり。

- ①うるまこどもステーションの施設の活用（併設された児童館で、児童発達支援センターや親子通園等に通う児童やその保護者が親子で参加できるイベントの企画・開催）
- ②集団で過ごすための環境づくり（配慮を要する子へのソーシャルスキルトレーニングの実施や、本人を取り巻く環境などにも配慮しながら、集団の中で過ごせるような療育支援の実施）
- ③発達障害に関する市民への理解啓発（広報誌やイベント等による発達障害に関する情報発信）

- ④様々な課題を持った中高生の居場所(児童発達支援センターと併設された児童館の活用等による、中高生の居場所の確保を検討)
- ⑤うるまこどもステーションを中核とした地域におけるインクルーシブな取り組みの実施(うるまこどもステーションの所在地域での交流機会等を設けるとともに、市全域でのインクルーシブな社会づくりを図ります)

② 保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

	構築時期	備 考
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	令和7年度	国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

■ 具体的な構築方法

保育所等や学校だけでなく、その他児童が集団生活を営む施設等と連携を図り、あらゆる場面での保育所等訪問支援の活用を推進します。

(参考：令和5年7月時点で市内保育所等訪問支援事業所数は9箇所)

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保(市内2事業所)	令和3年度	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■ 具体的な確保方法

①市内重心対応型事業所での受け入れ状況や、地域のニーズについて分析します。

②分析結果を踏まえ、障害児通所支援事業所の整備を推進するため、事業所指定を行う県に対する意見の申し出等を行っていきます。

(参考：令和5年7月時点で市内における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等は、2か所)

④ 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期*	備 考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	令和5年度	国指針：各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、令和8年度末までに確保することとされています

■設置方法の詳細

	設置方法	具体的内容
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	既存組織活用	障がい者自立支援協議会作業部会として令和5年度「医療的ケア児(者)連絡会」を設置済

	設置人数	配置時期及び人数			備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	7	9	11	13	令和元年度に基幹相談支援センターと委託相談員が医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講。受講者を配置し、医療機関をはじめとする関係機関と調整を図っていく。

## 2. 障害児通所支援の見込量

### (1) 障害児通所支援

#### ア) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。第2期の利用者数の実績値は計画値を上回っています。

#### 【見込み量の算出根拠】

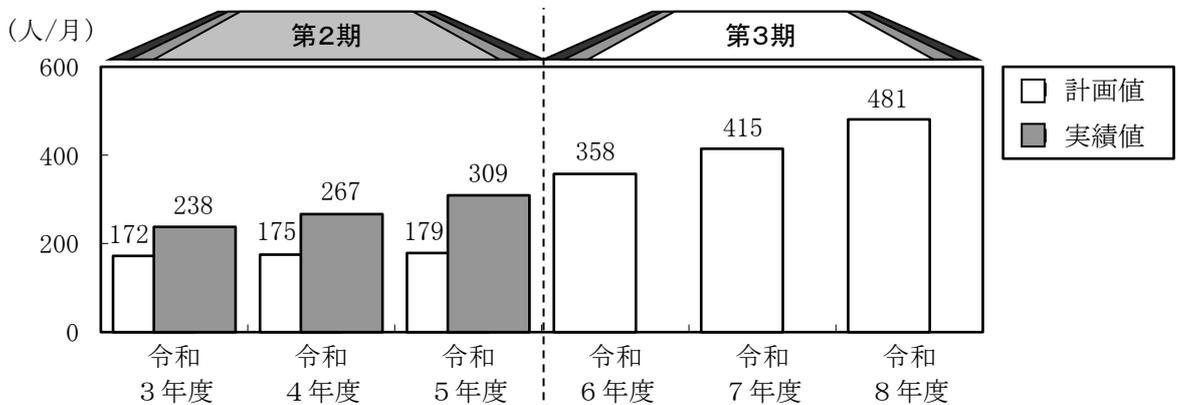
利用者数については、令和4年度実績値を基に、令和2～4年度の平均伸び率(116%)を乗じて算出。利用量は一月あたりの平均利用日数(15.7日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	172	175	179	358	415	481
実績値	人/月	238	267	309	—	—	—
計画と実績の差		66	92	130			

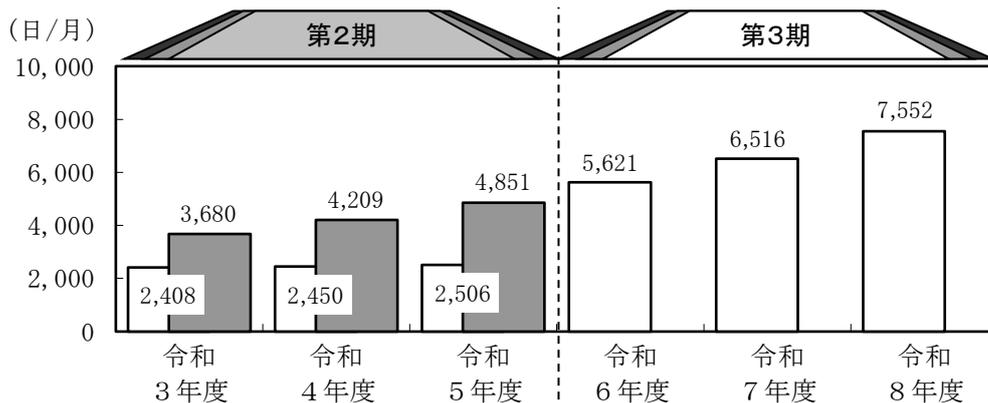
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	2,408	2,450	2,506	5,621	6,516	7,552
実績値	日/月	3,680	4,209	4,851	—	—	—
計画と実績の差		1,272	1,759	2,345			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

#### 【利用者数】



#### 【利用量】



## イ) 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等への通所により、児童発達支援及び治療を行います。第2期の実績値は増減があり、計画値をやや下回っているのは、市内に事業者がなく、また中部管内でも1カ所であった事業所がなくなったために、令和5年度の利用が0人となっています。

### 【見込み量の算出根拠】

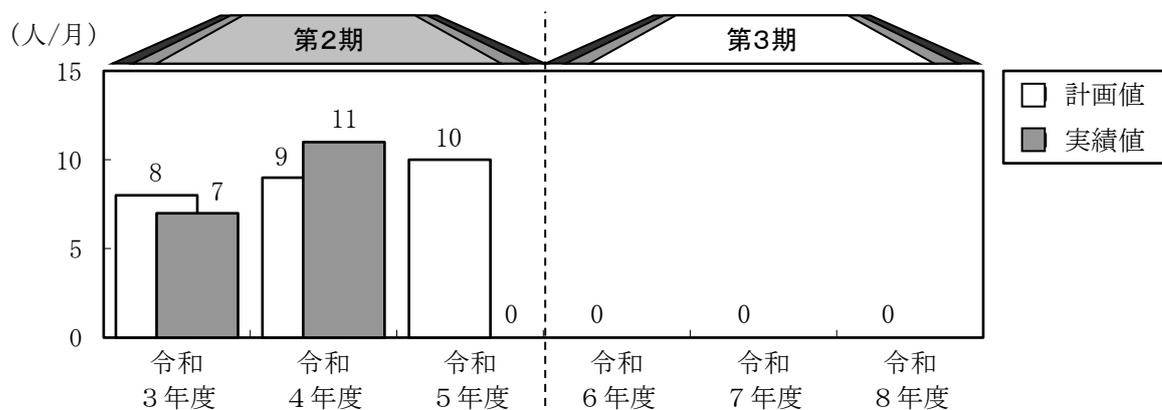
令和5年3月に中部圏域において医療型児童発達支援事業所がなくなったことを踏まえ、0ベースを見込む。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	8	9	10	0	0	0
実績値	人/月	7	11	0	—	—	—
計画と実績の差		△1	2	△10			

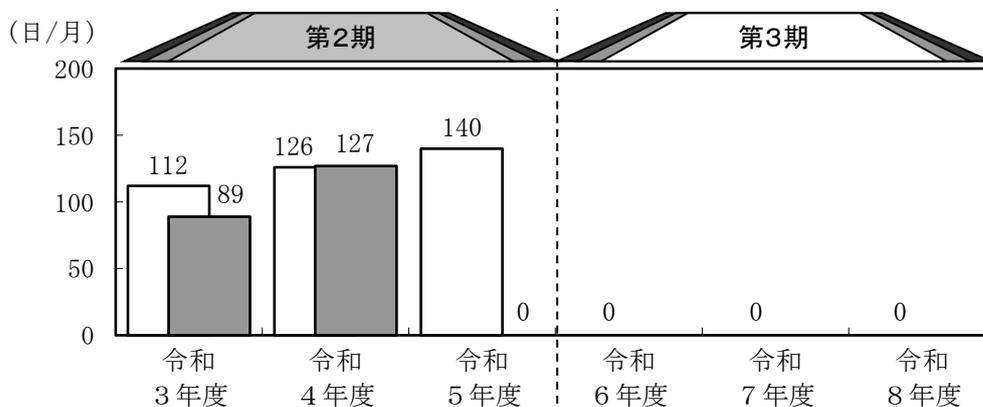
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	112	126	140	0	0	0
実績値	日/月	89	127	0	—	—	—
計画と実績の差		△23	1	△140			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

### 【利用者数】



### 【利用量】



## ウ) 放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。第2期の実績値は、計画値を上回り、増加で推移しています。

### 【見込み量の算出根拠】

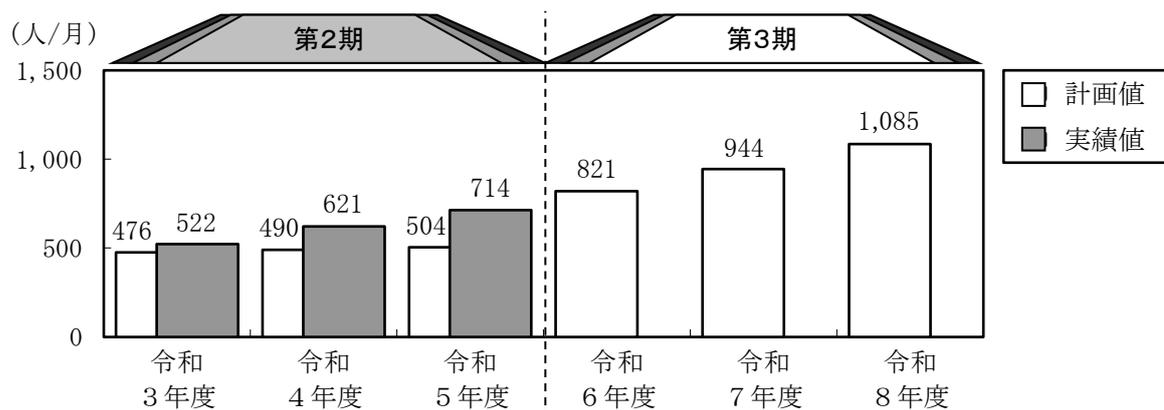
利用者数は令和4年度実績に令和2～4年度の平均伸び率(115%)を乗じて算出。また、利用量については一月あたりの平均利用日数(16.7日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	476	490	504	821	944	1,085
実績値	人/月	522	621	714	—	—	—
計画と実績の差		46	131	210			

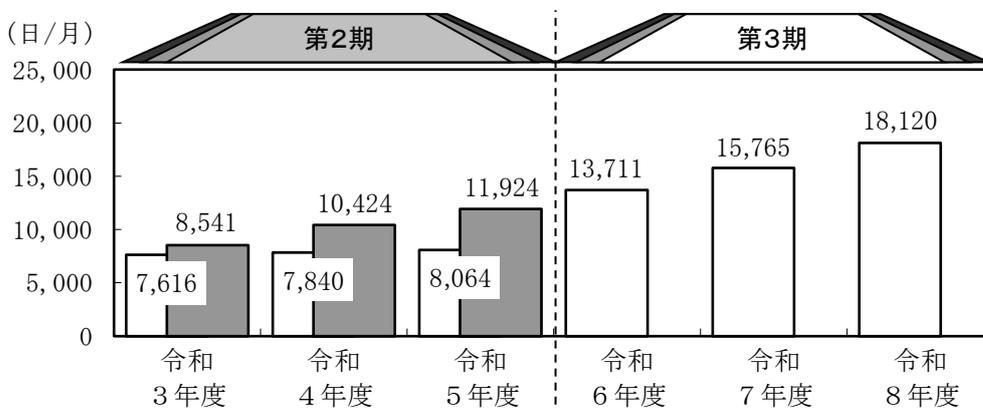
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	7,616	7,840	8,064	13,711	15,765	18,120
実績値	日/月	8,541	10,424	11,924	—	—	—
計画と実績の差		925	2,584	3,860			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

### 【利用者数】



### 【利用量】



## エ) 保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。第2期の利用実績値は、計画値を大きく上回っています。今後、事業所の増加に努める必要があります。

### 【見込み量の算出根拠】

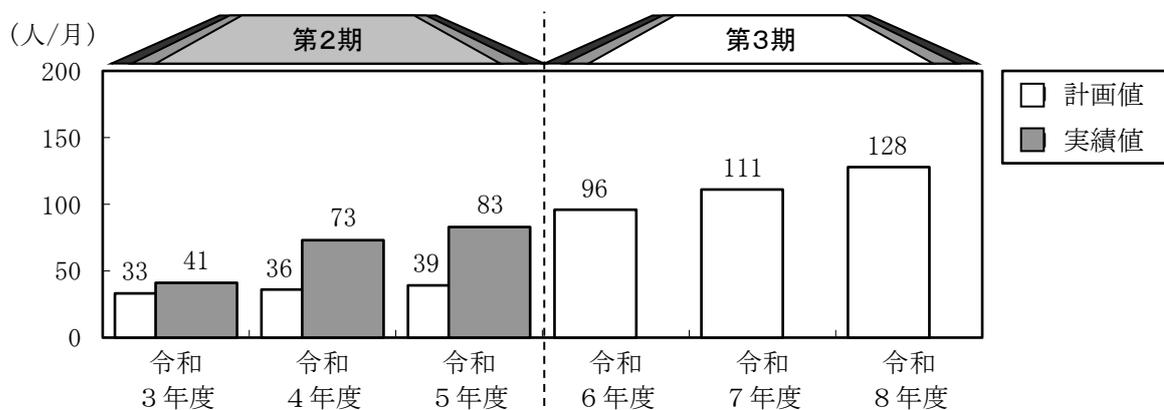
利用者数は児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者の合計の 8.2%を見込む。(令和4年度参考：保育所等訪問 73 人/児発+放デイ 888 人=8.2%) また、利用量については一月あたりの平均利用日数(1.9 日)に月間利用見込み者数を乗じて算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	33	36	39	96	111	128
実績値	人/月	41	73	83	—	—	—
計画と実績の差		8	37	44			

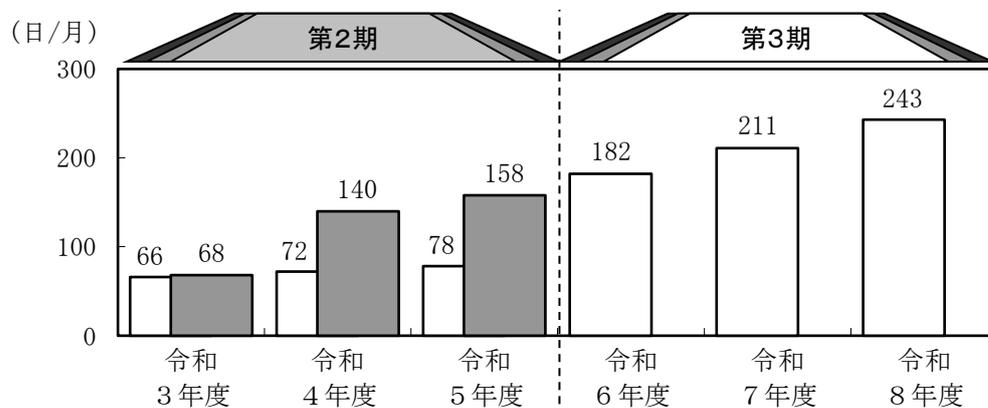
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	66	72	78	182	211	243
実績値	日/月	68	140	158	—	—	—
計画と実績の差		2	68	82			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

### 【利用者数】



### 【利用量】



## ㊦ 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

### 【見込み量の算出根拠】

利用者数については、令和5年4月時点での支給決定者を基準として各年度1名で算出。

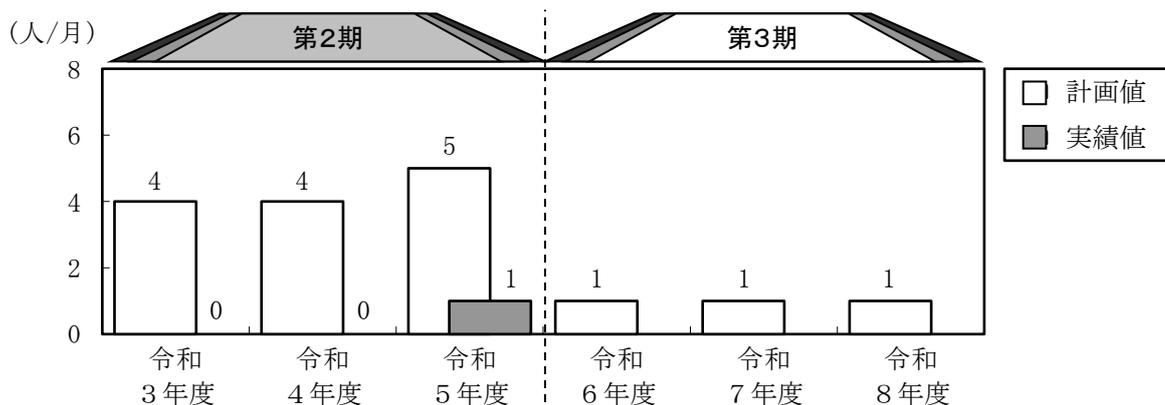
利用量については、居宅訪問型児童発達支援の標準支給量(4日)に利用者数を乗じて算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	4	4	5	1	1	1
実績値	人/月	0	0	1	—	—	—
計画と実績の差		△4	△4	△4			

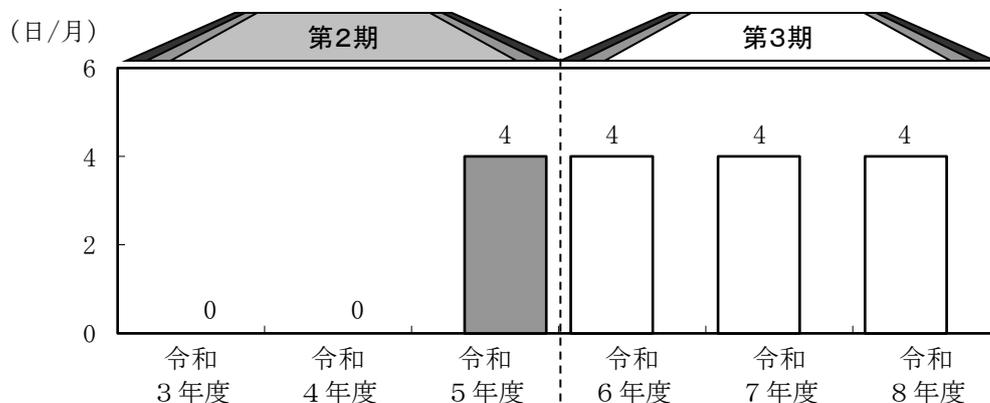
利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	—	—	—	4	4	4
実績値	日/月	0	0	4	—	—	—
計画と実績の差		—	—	—			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

### 【利用者数】



### 【利用量】



## か) 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援を利用する際、障害児支援利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業所との調整、情報提供などの支援を行います。第2期の利用実績は、計画値を大きく上回っています。

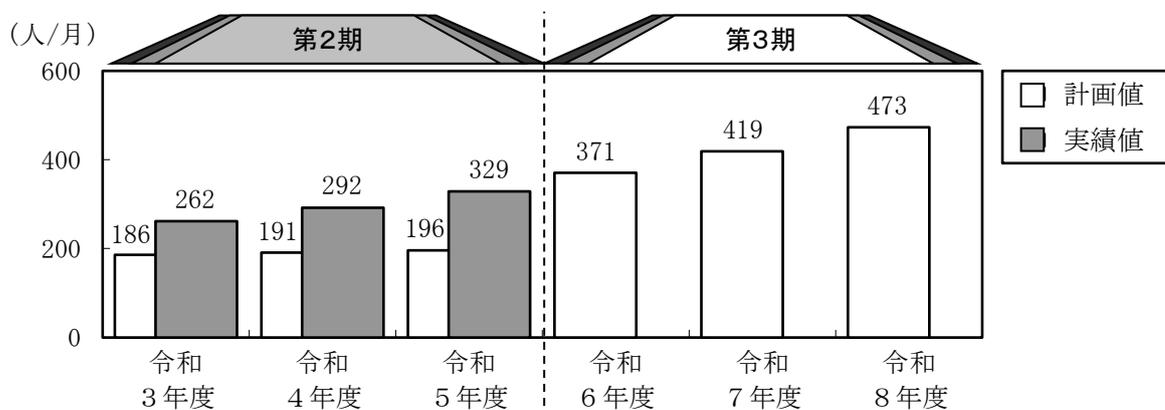
### 【見込み量の算出根拠】

令和4年度実績値を基に、令和2～4年度の平均伸び率(113%)を乗じて算出。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	186	191	196	371	419	473
実績値	人/月	262	292	329	—	—	—
計画と実績の差		76	101	133			

資料：障がい福祉課 ・令和5年度は、見込みの数値。

### 【利用者数】



【障害児通所支援事業の実績及び見込み一覧】

事業名	指標	単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者	人/月	238	267	309	358	415	481
	利用量	日/月	3,680	4,209	4,851	5,621	6,516	7,552
医療型児童発達支援	利用者	人/月	7	11	0	0	0	0
	利用量	日/月	89	127	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者	人/月	522	621	714	821	944	1,085
	利用量	日/月	8,541	10,424	11,924	13,711	15,765	18,120
保育所等訪問支援	利用者	人/月	41	73	83	96	111	128
	利用量	日/月	68	140	158	182	211	243
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	1	1	1	1
	利用量	日/月	0	0	4	4	4	4
障害児相談支援	利用者	人/月	262	292	329	371	419	473

※令和5年度は、見込みの数値。

(2) 障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの提供が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援や重度障がい児が利用できる事業所の確保を図るなど、障害児通所支援の利用しやすい環境づくりに努めます。